

鹿島市訓令甲第 9 号

鹿島市郵便入札実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鹿島市財務規則（昭和 3 9 年規則第 1 0 号。以下「規則」という。）第 7 章第 1 節に規定する一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）を郵便により行うこと（以下「郵便入札」という。）について、その手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告及び通知)

第 2 条 郵便入札の公告又は通知（以下「通知等」という。）する事項は、規則第 1 1 5 条の 3 第 1 項各号に規定するもののほか次の事項を通知等するものとする。

- (1) 市長が提出を指定する書類
- (2) 入札回数
- (3) 第 1 0 条に規定する無効入札となる郵便入札の条件

(入札書)

第 3 条 郵便入札書（様式第 1 号。以下「入札書」という。）は、見積金額（契約を希望する金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額をいう。）その他必要事項が記入され、届出印鑑（鹿島市に届出をしている印鑑をいう。以下同じ。）が押印されていなければならない。

(郵送の方法)

第 4 条 入札書及び第 2 条第 1 号の市長が提出を指定する書類（以下「入札書等」という。）の郵送に要する費用は、郵便入札参加者が負担するものとし、その郵送は、次の方法により行うものとする。

- (1) 一般書留郵便物又は簡易書留郵便物として郵送すること。
- (2) 封筒は、内封筒及び外封筒の二重封筒を使用すること。
- (3) 入札に付された 1 事業の入札書 1 枚につき、内封筒 1 枚を使用すること。
- (4) 入札書は、入札に付された事業名及び郵便入札参加者の氏名を記入した内封筒に入れ届出印鑑で封印し、指定書類とともに外封筒に封入すること。

(5) 外封筒の表は、入札書在中と朱書きし、裏は、入札を行う日時並びに郵便入札参加者の氏名及び住所を記入すること。

2 入札書等の到着期限は、開札（入札書を開くことをいう。以下同じ。）の日の前日（当該日が鹿島市の休日に関する条例（平成2年条例第5号）第1条に規定する市の休日に当たる場合にあっては、その直前の開庁日）とする。

（入札の辞退）

第5条 指名競争入札の通知を受理した者は、郵便入札を辞退する場合は、開札の前日までに郵便入札辞退届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（入札の延期又は中止）

第6条 市長は、天災その他やむを得ない事由により開札の執行が困難であると認めるとき又は郵便事故等により入札書等が到着期限までに到達しなかったときは、その執行を延期し、又は中止することができる。

（入札書等の保管）

第7条 到着期限までに到着した入札書等は、開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 到着した入札書等は、撤回又は差替えをすることはできない。

（開札の立会い）

第8条 開札は、郵便入札開札立会申請書（様式第3号）を提出した郵便入札参加者又は入札を事務としない市の職員（ただし、郵便入札参加者の立会いの申請がないときに限る。以下これらを「立会人」という。）を立ち会わせて行なわなければならない。

2 立会人は、次のことを確認し、郵便入札立会人署名書（様式第4号）に署名するものとする。

(1) 郵便入札参加者一覧と内封筒の氏名

(2) 内封筒の封かん

(3) 開札の状況、落札札及び無効札

3 第4条第2項の規定は、郵便入札開札立会申請書の提出期限について準用する。

（再入札）

第9条 前条の開札により落札札がなかった場合は、1回に限り再入札を行うことができる。

2 再入札を行うときは、再入札の対象となる入札者（入札を辞退した者、

無効の入札を行った者及び失格となった者を除く。) に対しては、再入札通知書(様式第5号)をFAX送信により送付するものとする。また、無効の入札を行った者及び失格となった者に対しては、郵便入札(無効・失格)通知書(様式第6号)をFAX送信により送付するものとする。

3 予定価格を入札執行前に公表している場合においては、前2項の規定は適用しない。

(無効入札)

第10条 規則第121条に規定するもののほか次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札書等が到着期限に間に合わなかった場合
- (2) 入札書を内封筒に封入していない場合
- (3) 内封筒、入札書及び市長が指定する書類に記入している入札に付された事業名が異なる場合
- (4) 入札書の文字及び記号が容易に消せる場合
- (5) 入札書の金額が訂正されていた場合
- (6) 積算内訳書を提出しなかった場合(ただし、積算内訳書の提出が必要ないと通知等にあった場合を除く。)
- (7) 予定価格を入札執行前に公表している場合において、当該公表している金額を超えた入札をした場合
- (8) 最低制限価格を設定している場合において、当該金額に満たない入札をした場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、郵便事故その他郵便入札参加者の責めに帰すことができない事由であり、かつ、入札を行う日の前日(当該日が鹿島市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日に当たる場合にあっては、その直前の開庁日)に到着した場合は、到着期限内に到着したものとみなす。

(落札者の決定)

第11条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格を設定している場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低入札者が複数あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。この場合において、最低入札者が立会人として不在のときは、くじを市の職員に委任したものとみなす。

3 市長は、前2項の規定により落札者を決定したときは、速やかに、当該落札者に通知するものとする。

(落札しなかった者への通知)

第12条 市長は、落札者を決定した後速やかに、落札者以外の郵便入札参加者に対し書面によりその旨を通知するものとする。ただし、予定価格を入札執行前に公表している場合においては、鹿島市ホームページでの公表をもって通知に代えるものとする。

(非常時の措置)

第13条 第6条及び前条の規定により郵便入札の中止、延期又は取消しをした場合、直ちに郵便入札参加者に連絡するものとする。この場合において、中止し、又は取消したときの入札書等は、郵便入札参加者に返却するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令甲第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年訓令甲第34号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則 (令和2年訓令甲第71号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年12月8日から適用する。

附 則 (令和6年訓令甲第64号)

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。